

関川村 農地（田）賃借料情報

令和 3年 3月 1日
関川村農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第52条に基づき農地の賃借料を公表しています。データは、令和2年1月から令和2年12月に締結（公告）された契約の賃借料から算出したものです。

賃借料を決定する際は、この賃借料情報を参考に、圃場条件（日照や水利等）を踏まえ両者で十分な話し合いを行い、お互い納得の上、決定してください。

- ※ データの中には、土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約もあります。
- ※ 平均に比べ著しく低額、または高額な取引（平均±7割を超えるもの）は除いています。
- ※ 金納については、100円未満を四捨五入してあります。

(10aあたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	最多		全データ数
					金額	データ数	
両 関 四ヶ字	金納	11,800円	15,300円	11,000円	11,600円	44筆	96筆
	物納	61kg	90kg	19kg	60kg	40筆	61筆
霧 出	金納	12,500円	15,000円	6,200円	11,800円	13筆	42筆
	物納	55kg	67kg	40kg	60kg	48筆	116筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金納	7,900円	8,500円	6,200円	8,500円	11筆	22筆
	物納	46kg	70kg	30kg	30kg	34筆	58筆
湯 沢 川 北	金納	14,800円	15,600円	14,400円	15,000円	27筆	47筆
	物納	60kg	62kg	53kg	60kg	71筆	84筆
女 川	金納	10,500円	15,500円	5,000円	10,000円	36筆	158筆
	物納	56kg	90kg	30kg	60kg	71筆	108筆

【契約期間中の方へ】

- 以下の契約をされている方は、ご注意ください。
「転作を加味する契約としている」⇒ 平成30年から生産調整が廃止になり、現在は小作料の合計額（数量）のと通りの支払となります。
- 契約期間中に、契約内容（賃借料等）を見直し、変更することは届出により可能です。（借り手・貸し手の両者合意が前提となります。）
※ **契約内容を変更したい方は、農業委員会へご相談ください。**

農地中間管理事業を活用した貸借契約について

- 農地中間管理機構（新潟県農林公社）との貸借契約を行う場合は、「金納」扱いとなります。
※契約年数は、5年以上の設定になります。
- 現在、契約中の方で契約内容（賃借料）を変更したい方は、申出手続きが必要です。
□申出の受付：4月～6月中旬に貸手・借手双方合意の上、農業委員会へ申出書を提出。
※申出書は、農業委員会事務局又は村のホームページからダウンロードにより取得できます。（受理後、新潟県農林公社へ送付。後日、公社から貸手・借手に申出同意通知が送付されます。）